

**市民と議会との懇談会
～議会報告会を開催します～**

議会の報告と市民の皆さんから意見を伺う「議会報告会・市民と議会との懇談会」を開催します。
どなたでも、どの会場でも参加できますので、気軽にお越しください。

月 日	時 間	開 催 会 場
5月19日(月)	19:30~21:00	城崎支所(2階 大会議室)
		竹野支所(1階 大会議室)
		但東支所(2階 大会議室)
5月20日(火)	19:30~21:00	本庁舎(2階 大会議室)
		日高支所(3階 第3会議室)
		出石支所(2階 大会議室)

《問合せ》議会事務局
☎23-11119

小さな自然再生活動助成事業の募集

自然や生きもののための「小さな自然再生」に取り組み市民の皆さんの活動を支援します。
小さな自然再生の積み重ねこそが、コウノトリをはじめ、たくさんの生きものが暮らす豊岡をつくる大きな力につながります。ぜひ、応募してください。
《問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9017

対象者

次の全ての要件を満たす市民団体・グループなど。
①豊岡市内に活動拠点を有し、主に市内で活動
②宗教的、政治的な活動や選挙運動、営利を目的としない公共の福祉を目的として自主的に活動
③構成員が3人以上

期間

4月1日(火)～平成27年3月31日(火)

助成金額

予算の範囲内で、1件当たり10万円以内(謝金、役員費、通信運搬費、消耗品費など)。
※助成額は、1万円単位(1万円未満は切り捨て)

対象活動・期間

①活動
地域の生物多様性を保全するための作業(例:ビオトープづくり、繁茂する外来雑草の除去など)
②地域の生物多様性を知るための観察会や生きもの調査
③コウノトリ野生復帰や生物多様性をテーマとした自然環境体験学習活動

応募

▽申込期間 5月12日(月)～平成27年3月6日(金)
▽必要書類
コウノトリ共生課にある所定の申請書および団体調査に必要事項を記入の上、持参または郵送。
申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。



有給訓練で技術を身に付けませんか?

失業者などを雇用し、建設技術者として育成することで、就職を支援します。

**豊岡建設技術者養成センター
受講生(第1期)募集**

豊岡建設技術者養成センターでは、建設現場を監視する建設技術者を育成します。
▽対象者 失業者・非正規労働者
▽期間 7月1日(火)～11月28日(金)
▽内容
・施工管理講座、測量・設計・技能訓練 約3カ月
・建設事業所での実地研修 約2カ月(見学可・要申込み)

**伝統技術(左官)職人育成塾
受講生(第1期)募集**

「但馬の匠を育てる会」は「左官技法」を継承するため、受講生を募集します。
▽対象者 失業者・非正規労働者
▽期間 6月2日(月)～10月31日(金)
▽内容 左官技術訓練、座学、現場研修
▽賃金 時給900円
▽受講日 週5日
▽選考日 5月22日(木)予定
▽選考方法 面接試験
▽申込方法 履歴書に記入の上、持参または郵送

▽賃金 時給900円
▽受講日 週5日
▽選考日 6月20日(金)予定
▽選考方法 面接試験
▽申込方法 履歴書に記入の上、持参または郵送
《申込み・問合せ》
豊岡建設技術者養成センター
〒668-1002 5
幸町4-7 豊岡建設会館
内 ☎23-6315

▽申込期間 5月20日(火)
《申込み・問合せ》
但馬の匠を育てる会事務代行(株)キヅキ商会 建材部
〒668-1002 6
町11-21 ☎22-5168



防災行政無線による 訓練用「緊急地震速報」を 放送します！(豊岡市全域)



市では、緊急地震速報とは何か、また、身を守るためにはどのような安全行動をとる必要があるのかを市民の皆さんに、実際に確認していただくため、防災行政無線で、訓練用「緊急地震速報」を放送します。

放送内容(予定)
各家庭等の**戸別受信機と屋外拡声器から、最大音量で**
次の内容が一斉に放送されます。
(上りチャイム)
→「こちらは、防災豊岡市です。ただ今から訓練放送を行います」
(緊急地震速報チャイム音)
→「緊急地震速報。地震です。地震です。これは訓練放送です。」×(3回)
→「こちらは、防災豊岡市です。これで訓練放送を終わります。」
(下りチャイム)

▽実施日時

6月5日(木)

午前10時15分ごろ

緊急時の正常動作の確認と、市民の皆さんに、安全行動を確認していただくために行います。ご理解ください。
※今回の訓練放送は全国一斉に実施されます。
※気象・地震活動によっては中止する場合があります。

地震発生時の安全行動

- 緊急地震速報を聞いてから強い揺れが来るまでの時間は、ごくわずかです。その間に慌てずに安全行動を取るため、訓練放送を活用し、地震発生時の安全行動を確認してください。
- ①姿勢を低くする
 - ②頭・体を守る
 - ③揺れが収まるまでじっとする



《問合せ》防災課 ☎23-11111

固定資産税の減額制度の お知らせ

お知らせ

《手続き・問合せ》 税務課資産税係
☎21-9046または
各支所市民福祉係

認定長期優良住宅に係る 固定資産税の減額制度

▽減額要件 次の全ての要件を満たす住宅

- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく認定を受けて新築
- ②平成21年6月4日(同法の施行日)から平成28年3月31日までに新築
- ③居住部分の床面積が50平方メートル(1戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下
- ④併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上

▽減額範囲 居住部分の床面積120平方メートル相当分までの固定資産税の2分の1

- ▽減額期間
・一般住宅(左記以外)：課税開始年度分から5年度分
・3階建て以上の中高層耐火住宅など：課税開始年度分から7年度分

▽減額手続き 新築した年の翌年1月31日までに、次の書類を税務課に提出

- ①認定長期優良住宅に係る固定資産税減額適用申告書
- ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に規定する通知書(認定通知書の写し)

《認定に関する問合せ》兵庫 県国土整備部住宅建築局住宅政策課 ☎078-1341-7711

住宅改修に伴う減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事(補助金などを除く工事費用の合計が50万円以上)を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3カ月以内に申告してください。

■住宅耐震改修に伴う措置

- ▽減額要件 昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅
▽減額範囲 1戸当たり120平方メートル相当分まで

の固定資産税の2分の1

- ▽減額期間 改修工事完了年の翌年度分(ただし、当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は2年度分)
(※注)完了時期：平成25年1月1日～平成27年12月31日

■住宅のバリアフリー改修に伴う措置

- ▽減額要件 平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)
▽減額範囲 1戸当たり100平方メートル相当分まで

■省エネ改修に伴う措置

- ▽減額要件 平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)
▽減額範囲 1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1
▽減額期間 改修工事完了年の翌年度分